

随意契約に係る相手方選定理由書

業 務 番 号	
見積合せ執行日	令和8年3月24日
契 約 名	豊富遠別線月見橋架替工事に係る仮設材の賃貸借契約 (仮設ガードレール)
見積の相手方	興栄商事(株)
選 定 理 由	<p>令和7年度発注の豊富遠別線月見橋架替工事については、仮設ガードレールを設置して施工していたが、令和8年度も当該工区で工事の施工及び仮設材の使用が引き続き行われることになったことにより、現リース業者と賃貸借契約を締結する必要が生じた。</p> <p>賃貸借契約の目的物である仮設材は、すでに現地に設置されており、改めて借入することにより、撤去、搬送及び設置経費が新たに必要となるため、現に仮設材を設置している者以外の者に履行させることが不利と認められることから、現リース業者である興栄商事(株)を契約の相手方とし随意契約する。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2(随意契約)第6号 北海道財務規則運用方針 第3節(随意契約)関係3</p>